

名古屋市教育委員会定例会

平成28年3月25日

午後3時30分

教育委員会室

議 事

- 日程1 第38号議案 名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則案について
- 日程2 第39号議案 市長の権限に属する事務の補助執行等に係る協議について
- 日程3 第40号議案 名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について
- 日程4 第41号議案 名古屋市生涯学習センター処務規則の一部を改正する規則案について
- 日程5 第42号議案 名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則案について
- 日程6 第43号議案 教育長専決規則の一部を改正する規則案について
- 日程7 第44号議案 名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について
- 日程8 第45号議案 名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について
- 日程9 第46号議案 名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について
- 日程10 第47号議案 名古屋市入学準備金条例施行規則の一部を改正する規則案について
- 日程11 第48号議案 名古屋市奨学金規則を廃止する規則附則第2項及び第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則の規定による廃止前の名古屋市奨学金規則の一部を改正する規則案について
- 日程12 第49号議案 名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案について
- 日程13 第50号議案 名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について
- 日程14 第51号議案 名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案について
- 日程15 第52号議案 名古屋市生涯学習センター条例施行規則等の一部を改正する規則案について
- 日程16 第53号議案 名古屋市立小学校の通学区域の変更について
- 日程17 請願第4号 「神韻名古屋公演」に対する後援名義の取り消しを求める請願につ

いて

日程18 第54号議案 文化財調査委員会委員の委嘱について

出席者

梶 田 知 委員長

福 谷 朋 子 委 員

野 田 敦 敬 委 員

船 津 静 代 委 員

下 田 一 幸 教育長

教育次長始め、事務局職員37名 ※傍聴者なし

(梶田委員長)

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

まず、議事運営についてお諮りいたします。

議事日程第18「文化財調査委員会委員の委嘱について」につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、非公開にて審議としたいと思います。また、会議録につきましても非公開としたいと思います。いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(梶田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

ではこれより、日程第1 第38号議案「名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(五味澤総務課長)

第38号議案「名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則案について」をご説明いたします。

この規則改正は、改正内容が2点ございます。

1点目は、現在住宅都市局長に補助執行させております町並み保存に関する事務につきまして、平成28年度の市長部局の組織改正により、観光文化交流局に移管されることに伴い、観光文化交流局長に補助執行させることから、規定の整理を行うものでございます。観光文化交流局長が補助執行の事務を行うに当たっては、教育長専決規則の規定に基づく教育長の専決事項を準用させるとともに、観光文化交流局の部長等の職員が代決できるよういたします。

2点目は、行政不服審査法の全部改正により、規定の整理を行う必要がありますので、所要の改正を行うものでございます。施行期日は、平成28年4月1日からでございます。

よろしくご審議をお願いします。

(梶田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございませんか。

特にご意見もないようですので、第38号議案「名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(梶田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、住宅都市局職員の方はご退室をお願いいたします。

【住宅都市局職員退室】

(梶田委員長)

続きまして、日程第2 第39号議案「市長の権限に属する事務の補助執行等に係る協議について」、日程第3 第40号議案「名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について」、日程第4 第41号議案「名古屋市生涯学習センター処務規則の一部を改正する規則案について」、日程第5 第42号議案「名古屋市図書館処務規則の一部を改正

する規則案について」、日程第6 第43号議案「教育長専決規則の一部を改正する規則案について」、日程第7 第44号議案「名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について」の6件を一括議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(五味澤総務課長)

第39号議案から第44号議案までにつきましては、平成28年度の事務局・公所の組織改正に伴う規則改正ですので、一括してご説明いたします。

第39号議案「市長の権限に属する事務の補助執行等に係る協議について」をご説明いたします。この協議は、市長の権限に属する事務の一部の補助執行の範囲を変更すること及び教育委員会の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行の範囲を変更することについて、教育委員会と市長との間で協議を行う必要がございますので、その内容についてお諮りするものでございます。議案の最後に、参考として教育委員会が現在行っている委任等の一覧を添付いたしましたので、併せてご覧いただきたいと思います。

まず、市長の権限に属する事務の一部の補助執行についての協議事項2点についてご説明します。

1点目は、教育委員会制度改革に関するものでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され（平成26年6月20日公布）、新しい教育委員会制度が施行されることとなりました。新制度においては、教育長は、執行機関である教育委員会の補助機関ではなくなることから、教育長が地方公共団体の長の権限に属する事務の一部を補助執行することはできないこととなります。

このことから、市長の権限に属する事務のうち、現在教育長が補助執行している事項について、教育長の補助執行を解き、教育次長が補助執行を受けるものでございます。

2点目は、瑞穂公園に関するものでございます。瑞穂公園に関する事務のうち、既に管理に関する事務は、教育長が補助執行していますが、瑞穂公園の整備を推進させる必要があるため、新たに2つの事項を補助執行するものでございます。

次に、教育委員会の権限に属する事務の一部の委任の範囲を変更することに関する協議事項についてご説明します。現在中村区・熱田区・名東区の3区を除く区長に委任しております生涯学習センターに関する事務につきまして、新たに千種区・東区・北区・西区・中区・昭和区・瑞穂区・守山区の8区の生涯学習センターに指定管理者制度を導入することに伴い、当該8区の区長の委任を解くものでございます。

最後に、教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行の範囲を変更することに関する協議事項2点についてご説明します。

1点目は、生涯学習センターの指定管理についてでございます。先ほどご説明させていただきました通り、現在中村区始め3区（中村区・熱田区・名東区）を除く区長に補助執行させております生涯学習センターに関する事務につきまして、千種区始め8区（千種区・東区・北区・西区・中区・昭和区・瑞穂区・守山区）の生涯学習センターに指定管理者制度を導入することに伴い、当該8区の区長の補助執行を解くものでございます。

2点目は、町並み保存についてでございます。現在住宅都市局長に補助執行させております、町並み保存に関する事項につきまして、組織変更に伴い、観光文化交流局長に補助執行させるものでございます。

観光文化交流局長が補助執行の事務を行うに当たっては、教育長専決規則の規定に基づく教育長の専決事項を準用させるとともに、観光文化交流局の部長等の職員が代決できるようにいたします。実施日は、平成28年4月1日からでございます。

次に、第40号議案「名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案」をご説明いたします。

平成28年度の教育委員会事務局の組織改正に伴いまして、規定の整備を行うものでございます。組織改正の内容につきましては、平成28年2月5日の教育委員会で報告いたしましたが、今回正式に規則として定めるものでございます。議案の最後に、参考として事務局の機構図（参考1）を添付いたしましたので、併せてご覧ください。

改正の内容は主に2点ございます。

1点目は総務部の組織改正についてでございます。平成28年4月1日から名古屋市指定管理者選定委員会条例が制定され、教育委員会の附属機関として名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会を教育委員会事務局に置くこととなったことから、企画経理課の分掌に当該委員会に関する事務を加えるものです。

なお、従来教育委員会の施設ごとに定められていた指定管理者選定委員会につきましては、今回設置された名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会の部会という位置づけになりまして、従来どおり施設の担当の課で庶務を行うものがございます。部会等の位置づけについて参考資料（参考2）を添付いたしましたので、併せてご覧ください。

2点目は生涯学習部の組織改正についてでございます。平成28年4月1日から、千種生涯学習センター始め8館（千種、東、北、西、中、昭和、瑞穂、守山）の生涯学習センターの管理を指定管理者に行わせることに伴い、主幹（生涯学習の推進及び管理等合理化）の

分掌事務に当該生涯学習センターの事業に関することを加え、主幹（地域の生涯学習の振興）を減員するものでございます。施行期日は、平成28年4月1日からでございます。

続きまして、第41号議案「生涯学習センター処務規則の一部を改正する規則案」をご説明いたします。

この規則は、平成28年4月1日から、千種生涯学習センター始め8館（千種、東、北、西、中、昭和、瑞穂、守山）の生涯学習センターの管理を指定管理者に行わせることに伴い、館長その他の職員の配置がなくなるため、所要の改正を行うものでございます。施行期日は、平成28年4月1日からでございます。

次に、第42号議案「名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則案」をご説明いたします。

この規則改正は、運営体制強化及びサービス向上のために図書館改革を推進するため、名古屋市鶴舞中央図書館の主幹（企画）及び主査（企画）を、主幹（図書館改革）及び主査（図書館改革）に名称変更をし、新たに司書職の主査（図書館改革）を設置するものでございます。施行期日は、平成28年4月1日からでございます。

続きまして、第43号議案「教育長専決規則の一部を改正する規則案」をご説明いたします。

この規則改正は、改正内容が主に5点ございます。

1点目は、教育次長等の専決を定めたことに伴い、題名を変更するものでございます。

2点目は、町並み保存に関するものと生涯学習センターの指定管理に関するものでございます。町並み保存に関するものは、町並み保存に関する事務を補助執行させる者を住宅都市局長から観光文化交流局長に変更することに伴い、所要の改正をするものです。

生涯学習センターの指定管理に関するものは、平成28年4月1日から、千種生涯学習センター始め8館（千種、東、北、西、中、昭和、瑞穂、守山）の管理を指定管理者に行わせることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

3点目は、指定管理者選定委員会に関するものでございます。名古屋市指定管理者選定委員会条例が制定され、平成28年4月1日から附属機関として名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会が置かれることから、当該会議の委員の委嘱について、教育委員会の他の附属機関の委員と同様に教育長の専決事項から除き、教育委員会で議決をいただくこととするものでございます。

4点目は、行政不服審査法の改正に関するものでございます。

行政不服審査法の全部改正により、「異議申立て」が「審査請求」に一本化されること

等に伴い、規定を整理するとともに、所要の改正を行うものでございます。

5点目は、教育長が欠けた場合等の事務処理に関するものでございます。

本市においては、教育委員会の権限に属する教育事務については、一部の議決事項を除いて教育長が専決することとされています。教育長に事故があるとき、又は欠けたときについては教育委員会の権限に属する事務を教育次長が専決することとします。なお、さらに教育次長に事故があるとき、又は教育次長が欠けたときについては、主管の部長等が専決することとします。施行期日は、平成28年4月1日からでございます。

続きまして、第44号議案「名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案」をご説明いたします。

この規則改正は、千種生涯学習センター始め8館（千種、東、北、西、中、昭和、瑞穂、守山）の生涯学習センターに指定管理者制度を導入することに伴い、教育委員会から区長に対する事務委任の範囲を変更することに伴い、規定を整理するものでございます。施行期日は、平成28年4月1日からでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

（梶田委員長）

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、第39号議案「市長の権限に属する事務の補助執行等に係る協議について」から第44号議案「名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

（各委員）

異議なし

（梶田委員長）

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、日程第8 第45号議案「名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について」、日程第9 第46号議案「名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について」の2件を一括議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(五味澤総務課長)

第45号議案から第46号議案までにつきましては、学校の定員に関する議案ですので、一括してご説明いたします。

第45号議案「名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案」をご説明いたします。

この規則改正は、生徒の進級により学級数が増減することから、向陽高等学校及び富田高等学校の生徒定員を変更するものでございます。施行期日は、平成28年4月1日からでございます。

続きまして、第46号議案「名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案」をご説明いたします。

この規則改正は、募集する学級数の変更や生徒の進級により学級数が増減することから、西養護学校始め4校（西・南・天白・守山）の高等部普通科の生徒定員を変更するものでございます。施行期日は、平成28年4月1日からでございます。

よろしくご審議をお願いします。

(梶田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、第45号議案「名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について」及び第46号議案「名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(梶田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、日程第10 第47号議案「名古屋市入学準備金条例施行規則の一部を改正する規則案について」、日程第11 第48号議案「名古屋市奨学金規則を廃止する規則附則第2項及び第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則の規定による廃止前の名古屋市奨学金規則の一部を改正する規則案について」、日程第12 第49号議案「名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案について」の3件を一括議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(五味澤総務課長)

第47号議案から第49号議案までにつきましては、就学援助等に関する議案ですので、一括してご説明いたします。

第47号議案「名古屋市入学準備金条例施行規則の一部を改正する規則案」をご説明いたします。

この規則改正は、名古屋市入学準備金条例の一部改正により、入学準備金の延滞利息を年10.75パーセントから年5パーセントに引き下げたことに伴い、様式中の延滞利息に係る記載を改めるものでございます。施行期日は、平成28年4月1日からでございます。

次に、第48号議案「名古屋市奨学金規則を廃止する規則附則第2項及び第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則の規定による廃止前の名古屋市奨学金規則の一部を改正する規則案」をご説明いたします。

本市の奨学金については、入学準備金の制度を開始した翌年度の平成17年度に制度を廃止していますが、現に返済債務を有している者については、年10.75パーセントの割合で計算した延滞利息を課することとしています。

この規則改正は、先の2月市会で条例改正を行いました入学準備金と同様に、本市の奨学金についても低金利の現状に合わせ、延滞利息の割合を同じく年10.75パーセントから年5パーセントに引き下げるものです。施行期日は、平成28年4月1日からでございます。

続きまして、第49号議案「名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案」をご説明いたします。

この規則改正は、改正内容が3点ございます。

1点目は、就学援助の認定スケジュールの変更についてでございます。就学援助の申請を4月又は5月に行う場合、確定税情報の公的な証明書が発行されないため、所得証明として確定申告書の控え等を添付することとしていますが、定期監査において不正申請のリスクが指摘されていることから、現行「4月～翌年3月」となっている就学援助の認定期間を「9月～翌年8月」に変更し、確定税情報を確認した上で認定を行うこととします。

2点目は、申請項目の簡略化についてでございます。就学援助の対象者のうち、「市町村民税非課税・減免」「国民年金保険料免除」「国民健康保険料減免・減額」のいずれかの措置を受けている者については、「その他経済的困窮」の基準にも合致することから、当該基準に集約することにより、申請・認定の簡略化を図ります。

3点目は、支給内容の拡大についてでございます。平成28年4月から、医師が作成する学

校生活管理指導表の文書料について、現行の「食物アレルギー用」に加えて「心臓・腎臓関連疾患用」も就学援助の対象とし、保護者の負担軽減を図るため、「食物アレルギー管理指導費」に代えて「学校生活管理指導表文書費」の支給項目を新設します。施行期日は、平成28年4月1日からでございます。なお、経過措置として、施行日の前日において現に就学援助を受けている保護者については、認定期間を平成28年8月まで延長することとします。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

(梶田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(福谷委員)

日程第12の就学援助の関係で、今までは年度ごとに申請をして、就学援助の期間も年度ごとに区切っていたという理解でよろしいでしょうか、というのがまず一点と、変更によって申請期間が半年ずれることになりましたが、援助期間というのも同じく半年ずれることになるのでしょうか。

(土本学事課長)

就学援助の認定期間についてですが、現在は新生児については4月に申請をしていただいて、そこで税の情報が確定するまでの期間は、確定申告書とかですね、不確定な要素で認定をしておりました。認定期間は3月末まででやらせていただいております。継続の方については、同じように4月に申請していただいて年度末までの認定ということにしておりますが、保育料等の算定と同じように、税の情報が確定するところから継続を切り替えていくということにいたしまして、認定期間が9月に認定をして翌年の8月までという形に変わります。ただし新規申請の方については、それでは年度当初の認定ができませんので新たに受け付ける方は4月から、前々年の情報をもって認定させていただくというふうに考えております。

(福谷委員)

ありがとうございます。新旧対照表の改正案の第6条の「4月または9月に」というふうに変えられるというのは、新たに受け付けられる方については4月に受け付けて、そこか

ら援助を開始するという事で残されたという理解でよろしいでしょうか。

(土本学事課長)

新たに認定をさせていただく方については、4月に申請をしていただきそこで認定をしまして、もう一度9月以降の継続申請の方と合わせて確認をさせていただきますけれども、それ以降は9月から翌年8月という区切りでやらさせていただきます。

(梶田委員長)

他にご意見もないようですので、第47号議案「名古屋市入学準備金条例施行規則の一部を改正する規則案について」から第49号議案「名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(梶田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、日程第13 第50号議案「名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(五味澤総務課長)

第50号議案「名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案」をご説明いたします。

この規則改正は、行政不服審査法の全部改正により、「異議申立て」が「審査請求」に一本化されることに伴い、規定の整理を行うものでございます。施行期日は、平成28年4月1日からでございます。よろしくご審議をお願いします。

(梶田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、第50号議案「名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(梶田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、日程第14 第51号議案「名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(五味澤総務課長)

第51号議案「名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案」をご説明いたします。

この規則改正は、改正内容が2点ございます。

1点目は、図書館の指定管理についてでございます。名古屋市図書館条例の一部改正により、平成29年4月1日から新たに中村図書館、富田図書館、緑図書館及び徳重図書館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、規定の整備するものでございます。

2点目は、指定管理者選定委員会に関するものでございます。名古屋市指定管理者選定委員会条例が制定され、平成28年4月1日から附属機関として名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会が置かれることから、名古屋市図書館指定管理者選定委員会について所要の改正を行います。なお、図書館指定管理者選定委員会を含む、従来の教育委員会の施設ごとの指定管理者選定委員会につきましては、名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会の部会という位置づけになります。施行期日は、公布の日からでございます。ただし、指定管理者選定委員会に関する改正は、平成28年4月1日からでございます。

よろしくご審議をお願いします。

(梶田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、第51号議案「名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(梶田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、日程第15 第52号議案「名古屋市生涯学習センター条例施行規則等の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(五味澤総務課長)

第52号議案「名古屋市生涯学習センター条例施行規則等の一部を改正する規則案」をご説明いたします。

この規則改正は、平成28年4月1日から附属機関として名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会が置かれることから、名古屋市生涯学習センター指定管理者選定委員会を始め9つの選定委員会について、所要の改正を行うものでございます。施行期日は、平成28年4月1日からでございます。

よろしくご審議をお願いします。

(梶田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、第52号議案「名古屋市生涯学習センター条例施行規則等の一部を改正する規則案について」につきましても、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(梶田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、日程第16 第53号議案「名古屋市立小学校の通学区域の変更について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(大坪学校計画室長)

第53号議案「名古屋市立小学校の通学区域の変更について」ご説明申し上げます。

本件は、緑区の有松小学校及び桶狭間小学校の通学区域を変更するものでございます。

1枚はねていただいて参考1をご覧ください。変更する区域は、赤色の線で囲んだ区域で、現在は、有松小学校の通学区域となっております。これを桶狭間小学校の通学区域に変更するものでございます。

変更する理由でございますが、この区域は、桶狭間北西部土地区画整理事業によって新たに形成された街区内にあり、町界は、現在、青色のところでございますが、このたび町名町界整理が行われ、黄色の線のところに変更されることになりました。

このことは、1枚はねていただき、参考2にございますとおり、2月市会に諮られ、決定されたところでございます。

地域活動については、新たに設定される町界に合わせて、すでに桶狭間学区に属して行われており、現在、有松小学校に通っている子どもはおりませんが、地域からのご要望を受け、通学区域を地域活動の実態に合わせて変更するものでございます。施行日につきましては、町名町界整理は、平成28年10月頃を予定しているとお聞きしておりますが、それまでの間に、小学生のいる世帯が転入してくる可能性もございますので、平成28年4月1日からとしたいと存じます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(梶田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、第53号議案「名古屋市立小学校の通学区域の変更について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(梶田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、日程第17 請願第4号『「神韻名古屋公演」に対する後援名義の取り消しを求める請願について』を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(桜井文化財保護室長)

請願の趣旨をご説明させていただきます。

名古屋市教育委員会の後援名義の許可を受けた「神韻名古屋公演」に出演する神韻芸術団が、反政府的な活動をしている「法輪功」の関連団体で、中国国内では取り締まりの対象であり、いわゆる日本の「オウム真理教」のようなものであるという理由により、申請団体「一般社団法人 古典芸術振興会」に対し、愛知華僑総会・愛知県華僑華人総会が、後援名義の取り消しを求める、という内容です。

後援名義の許可の審査は、提出された書類によって行い、明らかに基準に非該当である場合を除き、許可をしています。

書類審査上、不備がなく、すでに許可した本件について、取り消す事由は見当たらないものでございます。

(梶田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

特にご意見も無いようですので、請願第4号についてお諮りをいたします。

後援名義については、広く市民一般の芸術・文化の振興を図る目的を持って行われる公共性の高いものについて、使用を許可するものです。

先ほど事務局からも説明がありましたように、後援名義の許可の審査は、提出された書類によって行い、明らかに基準に非該当である場合を除き、許可しています。

従いまして、請願第4号『「神韻名古屋公演」に対する後援名義の取り消しを求める請願について』については、不採択としてはいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(梶田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

日程第18は非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

午後3時44分終了